生駒市規則第３６号

生駒市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２５年６月２４日

生駒市長　山下　真

生駒市契約規則の一部を改正する規則

生駒市契約規則（昭和３９年４月生駒市規則第６号）の一部を次のように改正する。

第６条第３号中「令第１６７条の５に規定する資格を有する者で、」を削り、同条に次の１号を加える。

(4)　一般競争入札に参加しようとする者が、令第１６７条の５に規定する資格を有するとき。

第２２条第３号中「令第１６７条の５又は第１６７条の１１に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者」を「契約の相手方」に改め、同条に次の２号を加える。

(7)　契約の相手方が国又は地方公共団体であるとき。

(8)　契約の相手方が公共団体（地方公共団体を除く。）又は公共的団体であって、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

附　則

この規則は、平成２５年７月１日から施行する。